公有水面埋立法

1.案内情報

手続名 : 竣功認可告示日前の埋立地使用の許可

手続根拠 :公有水面埋立法第23条

手続対象者 : 公有水面埋立免許を受けた者

提出時期 :竣功認可告示日前に埋立地を使用しようとする時

提出方法 : 工作物設置許可申請書を作成し、免許権者である都道府県知

事又は港湾管理者に提出してください。

手数料 : なし

添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第12条第2項各号で規定する図面

部数については、提出先にお問い合わせ下さい。

申請書樣式 : 工作物設置許可申請書

記載要領・記載例 :公有水面埋立法施行規則別記様式第七による。

なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局 又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ

下さい。

2.窓口情報

提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局に

お問い合わせ下さい。

受付時間:同上相談窓口:同上

3 . 手続情報

審査基準 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局

にお問い合わせ下さい。

標準処理機関:同上

不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)